



〒111-8765 東京都台東区西浅草 3-17-1 浅草ビューホテル 2階
TEL. 03-3847-1111 FAX. 03-3847-0154 URL : http://www.asachu-rc.jp

2016 - 2017 年度テーマ

R.I. テーマ 「人類に奉仕するロータリー」

R.I. 会長 ジョン・ジャーム

地区ガバナー 上山 昭 治

クラブテーマ 「関心をもって感動を分かち合おう」

クラブ会長 渡 辺 丈 樹



本日の卓話

会員卓話

斎藤会員、長島会員、渡辺会員

2017 年 3 月 22 日

第 1490 回例会

会長 渡 辺 丈 樹

幹事 岩 田 幸 一

今後の卓話予定

3/29 定款休会

前回 (3/8 1488 回例会) の記録

来 訪 者 紹 介

◆ゲスト 0名

◆ビジター 3名

しもだて紫水ロータリークラブ 笠倉 勉 様

しもだて紫水ロータリークラブ 倉持 悦子 様

しもだて紫水ロータリークラブ 百日鬼芳子 様

出 席 報 告

総会員数	休 会	出席免除	出 席	欠 席	出席率	修 正 出 席 率
42 名	0 名	5 名	31 名	11 名	73.81%	1486 回例会修正 欠席 1 名・出席率 97.44%

会長報告 <渡辺会長>

クラブを活性化する (元気で明るいクラブにする) 処方箋は…

1. 前例踏襲はクラブ衰退の道である。やめるべき習慣はないか、考えてみる。
2. クラブに対する不満を言える機会 (たと

えば小炉辺会) を設ける。不満は退会に通じる。会員数の減少は避けたい。

3. 会員増強のねらい目のひとつは定年退職者。
4. クラブの看板行事を毎年開催する。広報活動にもなる。

幹事報告 <岩田幹事>

- ・ 姉妹地区である台湾・第 3840 地区の地区大会のご案内が来ております。日程は 2017 年 4 月 15 日(土) 16 日(日) で、台北の The Grand Hotel です。興味のある方

は幹事までお申出下さい。

- ・ 来週の例会は 3 月 13 日(月) の 3 クラブ合同例会に振替となります。また 3 月 29 日(水) は、休会で例会はありません。宜しくお願い致します。

委員会報告

<ローターアクト委員会 山尾委員長>

- ・ 本日はローターアクト 3 月例会案内をポストに入れてあります。3 月 26 日マルゲン・アレクサ

ンダー会員による「あなたの知らない日本とロシア」をテーマに卓話です。是非ご出席をお願いします。

ニコニコボックス

<渡辺会長、岩田幹事>

- ・大塚さん、園部さん、立野さん、本日の会員卓話、楽しみにしております。

<太田、宮崎、山尾、浜中、原田、植木、宮村、永井、長島、小林(雅)、中村、伊石、藤掛、立野>

- ・大塚さん、園部さん、立野さん、会員卓話よろしくお祈いします。

<後上、太田、宮崎、渡辺、天笠、岩田、長島、長沼、伊石、藤掛、松本>

- ・柘さん永い間ご苦勞様でした。そして、ありがとうございます。

<丸岡>

- ・新入会員歓迎会を開いて頂き誠にありがとうございました。ロータリアンとして、日々精進して行く所存です。今後ともご指導をお願い申し上げます。

<宮崎>

- ・5年目の新入会員歓迎会をしていただきありがとうございます。

<浅野>

- ・私事で失礼致します。3月16日付で、浅草ビューホテルから本社に異動となります。引き続き宜しくお祈い致します。

<山尾>

- ・東北復興支援継続を！

<小林(博)>

- ・本日は、我が社の創業64周年記念日ということでニコニコします。

<岩戸>

- ・ハワイの会社、満3年が経過し、間借り生活を脱却し、新しいオフィスに移ることが出来ました。30㎡で5ドル25セント、600スクエア約32万円/月の支払は大変です。

<宮崎、大塚>

- ・侍 JAPAN WBC 初戦勝利おめでとう！期待しています！

<後上>

- ・100%出席の表彰をして戴きまして誠に有難うございました。

会員卓話

「私の趣味」



大塚 清 会員

入会した時のインシエーションスピーチでは趣味は旅行、ゴルフと申し上げたと思いますが他に変わったところでは日本拳法、ヨーガがあります。

こんなおとなしくて優しい私がどういうわけか学生時代は日本拳法をやっておりました。日本拳法といっても皆様お分かりにならないと思いますが、ようす

るに拳（こぶし）や足でもって、突く・打つ・蹴るなどの当身技（あてみわざ）と、組みついたときに投技（なげわざ）、関節逆挿技（かんせつぎやくとりわざ）を行うなどして素手で相手と戦う技術を研究、練磨して相手に必勝をきすべく戦うスポーツです。当時は重量制でなく足は裸足で3分間1本勝負の世界でした。ですからスポーツというより武道という感じでした。50年前といいますと拳法協会もなかなか段位を出してくれませんでした。が頑張って三段をとりまして大学4年の時は主将をやっておりました。私の得意技と申しますと左足のまち蹴りで、いわばボクシングでいうカウンターパンチというところ。当クラブのメンバーで活躍されております宮村君とはそれ以来の付き合いでございます。5、60年経つと思います。今でも宮村君は私の事を「先輩」と呼んでくれます。大変誇りに思っております。お互い女房より古い付き合いです。

こんな環境に育った私ですからロータリーにお世話になってよくロータリーは平等だよと言われましたが理解できずやはり私は縦社会の人間なんだなとつくづく感じました。

ヨーガはこちらで2回ばかり卓話をさせて頂きました岡田先生のもとかれこれ24、5年続けています。ですから皆様より多少身体は柔らかいと思いますが残念なことに昨年いっばいでヨーガ教室を閉鎖いたしました。喜寿を迎えたお爺さんですがもう少し頑張りたいと思いますので今後も宜しくお願い致します。

「変 化」



園 部 容 弘 会 員

「戸籍制度について」



立野 秀一 会員

戸籍の定義をいうとすれば、国民の親族的身分関係を登録し、かつそれを証明するものとなります。日本国民の登録と証明ですから、日本に居住している方でも、外国人は戸籍に記載されることはありません（日本人と婚姻した外国人は、婚姻の事実のみが戸籍に記載されます）。外国人が日本国籍の取得を希望し、帰化申請により日本国籍を取得したときは、戸籍に登録されます。逆に海外在留の日本人は、その国の国籍を取得しない限り戸籍に記載されたままとなります。

戸籍に登録される身分関係の主なものは、①出生・死亡に関する事項、②親子関係、③養親子関係、④夫婦関係（婚姻・離婚）、⑤親権者や後見人等に関する事項などです。また、戸籍によって公的に証明される事項の主なものは、①日本人であるという国籍の証明、②親子、夫婦、兄弟、姉妹という関係の証明、③相続、扶養、親権等の権利義務の有無の証明、④年齢による法律行為能力、婚姻能力、縁組能力等の有無の証明などです。

戸籍の編製（戸籍を作ること）単位ですが、現行戸籍法での戸籍は、原則として一組の夫婦およびその夫婦と苗字を同じくする子ごとに行われます。例えば、田中夫婦の実子の氏は当然両親と同じ「田中」ですが、田中夫婦と縁組をした養子も、前の苗字から養親の苗字である「田中」となります。つまり、苗字からは実子か養子かは判断つかないということですね。なお、実子も養子も親の戸籍に同籍しているのは未婚の間だけで、婚姻により親の戸籍から除かれ、別に婚姻による夫婦の戸籍を作ります。一方、明治31年から昭和22年まで適用されていた旧戸籍法では、旧民法の「家」制度を基礎としていたため、家が戸籍の編製の基準となっており、一つの家ごとに一つの戸籍を作りました。つまり家長としての戸主を中心に、これに従う戸主の親族およびその配偶者で一つの戸籍が作られていました。そのため、現行法による戸籍のように一つの戸籍

に一組の夫婦と子だけでなく、戸主夫婦と子、父母、兄弟、姉妹とその家族、場合によっては叔父夫婦と子のように、複数の夫婦と子という大家族が同じ戸籍に記載されていました。このため、記載がかなり膨大で把握がしづらく、権利関係が複雑で難解になりやすかったのです。

戸籍の起源は古く、制度として確立されたのは大化の改新後といわれています。当時の戸籍の作成は、課税や徴兵等を目的としていました。しかし、現在の戸籍は日本国民の身分関係を登録し証明することを目的としており、このような戸籍が作られるようになったのは「明治5年式戸籍」からです。

明治5年式までの戸籍は、各地それぞれのやり方・様式で作られ、全国で統一されていませんでした。その後、明治5年に戸籍法が施行され、日本で初めて全国統一様式の戸籍が誕生しました。ちなみに明治5年式戸籍はこの年の干支が壬申（みずのえさる）であることから、壬申戸籍（じんしんこせき）と呼ばれています。この壬申戸籍には「華族」「士族」「平民」の族称のほかに「新平民」や、その他の「同和」問題のもとになる江戸時代の身分や、犯罪歴、病歴などが記載されており、他人が被差別部落民かどうかを探り出すために壬申戸籍を用いる者が後を絶たなかったため、1968年(昭和43年)に閲覧が禁止されました。現在は各地方の法務局に厳重に保管されており、たまに記載事項証明書の発行が行なわれる場合があるようですが、戸籍簿自体の閲覧は不可能です。学術研究目的での閲覧を許可するように求める声もありますが、法務省では公式には壬申戸籍はすでに破棄したものとしており、その存在を否定しております。

戸籍簿について保存期間は定められていませんが、除籍簿・改製原戸籍簿については定めがあり、その期限になると市町村役場で廃棄処分されます。具体的には、除籍簿は80年、改製原戸籍簿は種類により80年と100年とされていましたが、平成22年の戸籍法施行規則等の一部改正により、除籍簿・改製原戸籍簿ともに保存期間は150年に変更されました。すなわち、除籍簿については除籍された翌年より起算して150年、改製原戸籍簿については、改製された翌年より起算して150年経過すると廃棄処分されます。相続手続きの際に、役所に被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本を請求しても、そのうちの一部の戸籍(除籍・改製原戸籍)が、保存年限経過により廃棄されている場合、その謄本は発行されません。しかし請求すれば、当該謄本に代えて保存年限経過により廃棄されたという「通知書(あるいは証明書・告知書)」を発行します。